あります。 ・東日本電(といいます) ・当社の「 2. サポートをご提供して 3. ご契約で 有効でない場	あたって ト BB をご利用いただくためには、別途、以下のサービスへのご加入いただく必要が 言電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びその関連会社(以下、総称して「NTT のフレッツサービス 「サポート BB 会員規約」基づく会員サービス ト BB の提供エリアは、NTTがフレッツ・ADSLサービス及びフレッツ光サービス いる地域のうち、当社の定める範囲とします。 内容(名義・住所・連絡先等)に虚偽があった場合、クレジットカード会社の与信が 合合等、当社独自の審査基準により、お申込みをお断りする場合があります。 と 込み時に発行させていただいた「ユーザーID・パスワード」は、お客様サポートを
ありますので 2. ご利用にて 1. サポート です。 2. ベストコ 保証するもの 3. ネットワー こ期間継続	ト BB のサービスは、インターネットプロトコルによるインターネット接続サービス Eフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を Oではありません。回線の混雑状況、ご利用の環境などにより速度が異なります。 フークへの過大な負担が生じるのを防ぐため、一度に大量のデータを送受する通信が された場合、通信速度を制限させていただくことがあります。 フークのメンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
1. 支払方法 社指定の方法 2. 当社指定 いただくほか どは請求させ	表のご登録が未完了もしくは、ご指定方法でのお支払いが不可能だった場合には、 までお支払頂きます。(お支払に要する一切の手数料はお客様負担となります。) 定の支払期日までにお支払が確認できない場合は、14.5%の延滞利息をご請求させない、利用停止させていただくことがあります。また利用停止期間中の月額基本料金がでいただきます。 ・領収書については、原則として発行いたしません。
弊社発行する 2. 会員は、弊 また、申込み となるものを 第2条入会の 1. 弊社は、 法により入会 2. 弊社は会員	は、本サービス利用希望者が、弊社の定める方法に従って本サービスへ申込みをしる I D等を取得した時点で与えられます。 弊社が入会を承認した時点で、本規約の内容を承認しているものとみなします。 中に必要な審査・手続等が完了するまでの間、申込みをした者(登録申込みの対象を 会合み、以下「申込み者」といいます。)についても同様とします。 の承認 弊社の定める方法にて申込みを受付け、必要な審査・手続を経た後に、弊社所定の を承認します。 最の申込み後、会員資格の承認をしたか否かに関わらず、弊社単独の判断により、
当該 ます。	審査を行うことができます。 「課、申込みを承認せず、または遡級して取り消し、会員資格を与えないことがあります。」 「当然が存在しないこと」 「当が、申込みをした時点で、本規約の違反等により会員資格の停止処分中であり、可能のの違反等で除名処分を受けたことがあること。 「D際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったこと。 「当が、申込みをした時点で本サービスの利用料金の支払を怠っている、または過去しまといあること。 「ことがあること」 「当が、申込みの際に決算手段として届け出たクレジットカードがクレジットカードを 「おいとされていること」 「当が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの記念人によって行われておらず、または申込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助していなかったこと。 「当が、暴力団、反政府組織、その他社会通念上反社会的組織であるかその構成員、「公司」
8. 弊社の第3. 前項により項により発生以外の機能を対した。 第3条 世月)の 続端 はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり	養務の遂行上または技術上支障があるときり弊社が入会の不承認を決定するまでの間に、当該申込み者がサービスを利用した。 きする利用料その他の債務(オンラインショッピング等本サービスを利用することで 者に対して の内、弊社が当該債権の代理回収を行うものも含みます。以下同じとします。)は 前の負担とし、当該申込み者は契約規則第 2 章の規定に準じて当該債務を履行する。
ます。 3. 前項の場合すべてが基準 第4条員はるもりまた、ビスの場合はある。 また、ビスの場合はある。また、ビスの場合はある。また、ビスの場合はある。また、ビスの場合はある。またいでは、カー・サービスの場合はある。またが、カー・サー・サー・サー・サー・サー・サー・サー・サー・サー・サー・サー・サー・サー	合には、弊社が定める期日までに料金表の定めにより解約手数料を支払っていただま 合において算出される額は、解約があった日現在において利用している本サービスの になるものとします。 か行う契約の解除 サービスにおける会員契約を解除しようとする場合は、電話での連絡または郵送に ものとし、当該届出が弊社に到達した日の翌月末日に、会員契約の解約があるもの。 一ビスに関する契約解約の意思表示と見なすものとし、弊社は当該会員の利用する。 会社に解約の意思表示を通知します。 合において、その利用中に係る会員の一切の債務は、会員契約の解約があった後に を 適務が履行されるまでは消滅しないものとします。
第 5 条 社は の で 契 2. 約 1. か で 契 2. 約 行 2. 判 と は 的 員 合 が は り 員 合 が 場 で は が 員 合 が 場 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	が行う契約の解除 的規約第 24 条の規定により本サービスの利用停止を受けた会員が弊社から期間を発 相当期間の経過後もなお債務の履行または是正をしない場合には、弊社所定の方法 となく、本サービスの の提供するほかのサービスすべてにおいて解約することができます。 のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用停止をしないで、ただちに会員 らことができます。 弊社の提供する他のサービスにおいて当該サービス利用に関する利用規約規範違反を 利用規約違反第 17 条各号の事由に該当し、弊社の業務の遂行に支障をきたすと弊
は妨げられな 第6条権利の 1. 会員に利用 2. 弊社は、ス を カードを または または また また また また また また また また また また また また また	の譲渡 はサービスの提供を受けさせる権利を譲渡もしくは貸与したり、または本サービスを はさせることはできないものとします。 は、規約に基づき、会員に何ら通知を行うことなく、弊社が会員から料金等(延滞利利の の支払を受ける権利の全部または一部を、会員が料金等の支払に使用するクレジを 行した会社、 が指定する第三者に対し譲渡することができます。
下「設備等」 するものとし 2. 弊社は、2 わない場合、 第 8 条 規約の 株式会社サポ の提供にあた	本サービスの利用のために必要な又は適している設備等を指定でき、会員がこれに行弊社が提供するサービスを利用できない場合があります。 の適用 ペート BB(以下、「弊社」といいます。)は、サポート BB(以下、「本サービス」といいます。 とり「サポート BB 契約規約」(以下、「本規約」といいます。)を以下の通り規定します」を読み、理解し、同意した上で本サービスの申込みをしたものとします。
1. 弊社は、会 合を除くほか 2. 変更後のな します。 3. 本サービス 用するものと 第 10 条 通知	会員の了承を得ることなく本規約の内容を変更できるものとし、別段の定めがあるない、会員は変更後の本規約に従うものとします。ただし、会員に不利益な変更は除く 本規約については、弊社のホームページ上等に表示した時点より効力を発するもの。 なに関し ホームページに別途記載がある場合は本規約に優先して当該記載の内容を設 します。
1. 「会員」と びその他の回 2. 「事業人を 得た個金等」 3. 「料いい費 4. 「消費課税 4. 「前費課税 の規定に等」 5. 「ID等」	でる用語の意味はそれぞれ次のように定義します。 は、弊社と本サービスの契約を締結している自然人、法人、その他の団体、法人 は、弊社と本サービスの契約を締結している自然人、法人、その他の団体、法人 は、会員は、法人及びその他の団体、または事業の利用のために会員資格 る場合、本契約では別途「事業者会員」といいます。 とは、本サービスの提供に関する料金その他の債務及びこれにかかる消費税等相 。 当額」とは、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定 にれる地方税の額ならびに地方税(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法会 さき課税される地方消費税の額をいいます。 とは、弊社が会員に発行する各種 ID、各種 ID に対応するパスワード、各種アカウント レスをいいます。
1. 本サービス するキャンペ 規定された方 会員はその変 2. 会員は、本 により支払わ 第 13 条 利用 1. 会員は、和	サービスの利用料金、算定方法等は、別途定める料金表のとおりです。ただし、弊社が実施スの利用彫金、算定方法等は、別途定める料金表のとおりです。ただし、弊社が実施ニン及びイベント等により変更される場合がありますが、その場合には、第 10 条例法により会員に通知し、変更を承諾するものとします。 本サービスの利用に関し、弊社が別途定める料金及び費用を、第 14 条に定める方がなければならないものとします。
 前項の期間スを利用するを要するもの 第14条利用 会員は、オースを受ける 7、万分の他別 その他別 	のる料金等に支払うものとします。 間において、第 23 条に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サート ることができない状態が生じたときであっても、会員は、その期間中の料金等の支持 かとします。 のとします。 の料金のお支払方法 トカードによるお支払い 要振替によるお支払い 要批替によるお支払い の場合、クレジットカード会社は弊社が承認した会社のみま
す。 また、 い会 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 の し 引 ン う た と う う た り り る か う た り し う り る り た り し う り た り る り た り る り た り る り る り る り る り る	i法で料金等を支払うものとします。 Eンスストアによるお支払いの場合は、手数料 500 円(税込 550 円)を付加して
なお、契約を る金融機関へ 第 15 条 延滞 会員は、本サ して支払わな 支払期日の翌	ービスの料金(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお弊社に い場合には、1回の請求あたり請求書再発行手続として500円(税込550円)を、また 日から支払日の前日までの日数について、年 14.5%の利率で計算した金額を延滞 が指定する方法で指定した期日までに支払うものとする。
結果について 2. 会員は、ス 損害を与えた ものが本いても 会に会員は、ス 会に会員がない。ス 会に会員ない。ス よの義務をもった。名 と、弊社は、名	会員による本サービスの利用とその本サービスを利用してなされた一切の行為とその 一切の責任を負うものとします。 本サービスの利用に伴い他者(国内外を問いません。以下同じとします。)に対して場合、他社から苦情等が通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決する。
を侵害する行 2. 他の会員、 る行為、また 3. 他の会員、 る行為 4. 他の会員を る行為	第三者もしくは弊社が保有する、知的財産権その他の財産権、及び、その他の権利 為、または、侵害するおそれのある行為 第三者もしくは弊社が保有する財産もしくはプライバシーもしくは肖像権を侵害 は、侵害するおそれのある行為 第三者もしくは弊社に不利益もしくは損害を与える行為、または、そのおそれの あしくは第三者の個人情報の譲渡または譲受にあたる行為、または、そのおそれの にしては第三者の個人情報の譲渡または譲受にあたる行為、または、そのおそれの に反する行為、または、そのおそれのある行為、あるいは、それを助長し、または
10日法律第 日 日 日 法律第 日 日 古 に は に は に ま に ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま い の の の の の の の	を信した場合、もしくは第三者に行わせた場合やその他の公序良俗に反する情報を何 人とは第三者に提供する行為 像、画像、音声またはその他の何らかの方法により、局部描写(モザイク処理を含む) なを助長する情報、児童虐待、暴力的、死体や自傷行為等の残虐的なコンテンツを飼
連して使用し 13. 本サービ れのある行 14. 弊社、本 または会員がず 15. 会問かずが 16. 弊等を メール 為	. ーターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じ、または、本サービスに が、もしくは提供する行為 にス及びその他弊社が提供する各種サービスの運営を妨げる行為、または、そのおうな。 サービス及びその他本サービスが提供する本サービスの信用・名誉等を傷つける行為 るそれのある行為 にサービスを利用して、本サービスに定める本サービスと同様のサービスを、有償が を三者に提供もしくは再販売、あるいは転売する行為 サービスを利用して無差別又は大量に不特定多数の者に対してその意思に反し電子 を信する行為、または事前に承認していない多数の送信先に対するメール情報配信を 弊社が不適切と判断する行為
貸し渡し、又 ものとします 2. 会員は、会 なる管理者の 3. 会員は、会 弊社の指示に 4. 会員は、会 とに異議なく	善良な管理者の注意義務に基づき、弊社から提供を受けた ID 等を第三者に譲渡し なは譲渡・貸し渡しの申出をし、もしくは第三者と共有することがないよう管理する。
の他弊社への のとします。 なお、婚姻に できないもの 2. 弊社は、育 よる場合を除 第4章 弊社の	注所、クレジットカードの番号もしくは有効期限、事業者会員の場合は会社名等、
弊ま了第 1. 本 2. わた3. し滑必数は。すす21 対 弊たしななたる条 はビは場、は合供数だも通、ス、合本、でを囲のに サミを確っ	記の秘密の保護 ボサービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護した。 内門滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。 刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行け、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負いません。 サービスの提供のために必要な場合には提携先に提供する事ができます。 会員が第17条各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害 あって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの提供を妨害 保するために でのみ会員の通信の秘密に属する情報の全部又は一部を提供することができます。
該会知と2. め先3. わビ4. 照るといかのたま、なすよの社場は限は、をは、なず、合は、をはいる。 の	合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存する。
であると認め 第 5 章 利用の 第 23 条 利用 1. 弊社は、電 するおそれか たは秩序の維	電気通信事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発達があるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、 は持に必要な通信 はの利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を
は第三者のネ 合があります 第 24 条 保 1. 弊社は、 1. 第一種 3. 弊社は、 4. 前条各 2. 弊社は、 1. 弊社は、 1. 数十二人 2. 数十二人 3. 数十二人 4. 前条名	利用者のうち、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、弊社若して、ットワークに過大な負荷を与えている利用者の通信を制御または帯域を制限するである。 での場合には、本サービスの提供を中止あるいは一時停止することがあります。 ごス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合 電気通信事業者等が電気通信サービスを中止あるいは一時停止した場合 携先の第二種通信事業者がサービスの中止あるいは一時停止した場合 号の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合 が項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を会員に にだし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 会員が以っことなく、本 会員が、 会員が、 本サート 料金を滞納さる。 個人の会について差押 法人の会立の事由がある。 	会員、もしくは法人及びその他の団体の代表者である会員について、その会員の資産 時で滞納処分を受けた場合 会員について、破産、会社更生手続、民事再生手続、会社整理もしくは特別清算の時 らった場合 怪異について、手形交換所の取引停止処分、もしくはその会員の資産について差押が
た場 7. 第 17 第 8. 第 17 第 8. 第 2. 前 3. 前 3. 1 5. 本 4. 本 1 5. 本 1 5. 本 5. 本 1 5. 本 5. 本 1 5. 本 5. 本	会員、もしくは法人及びその他の団体の代表者である会員について、破産の申立があた後見開始の審判を受けた場合 定める規約等及びその他の法令・通達等に違反した場合 弊社が会員として不適当と判断した場合 会、当該会員は、制限の利益を喪失し、当該時点で発生する利用料金等弊社に対する 事業性の定める方法で一括して支払うものとし、当該支払については第12条に基づらのとします。 定は、法人及びその他の団体に所属する各個人の会員が本条第1項のいずれかに該当 その時点で当該法人及びその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該所属 (該団体の代表者がその債務を負うものとします。 項第4号の場合、弊社が加盟する信用情報機関に通知し、登録された情報を、提携で 制度の加盟会員が利用できるものとします。 項第5号の場合、弊社が加盟する信用情報機関に当該会員の支払能力に関する情報 のはままします。
 弊社は、会 かた情報の た情報の その その 社 また措 り 要 1. 以 数 り 数 また り 数 また り 数 また り 数 り 数 り 数 り 数 り 数 り り 数 り り り り り り	他の発信する情報に関する特則 会員による本サービスの利用が第 17 条各号に該当する場合、当該利用に関し第三額 は一苦情等、または請求等が為され、かつ弊社が必要と認めた場合、弊社が別途定認めた場合、 の理由で本サービスの運営上不適当と弊社が判断した場合は、当該会員に対し、認め理由で本サービスの運営上不適当と弊社が判断した場合は、当該会員に対し、認め理由で本サービスの運営上不適当と弊社が判断した場合は、当該会員に対し、認めます。 会員に対し、会員の第 17 条各号に該当すると判断に及ぶ行為に対し中止するように会員に対し、第三者間の苦情等の解消のための協議を行うよう要求します 弊社は認識が本条に該当すると判断にたる表示をなした場合、当該情報の削除を要求します。事前に通知することなく、会員が発信または表示する情報のぜんぶもしくは一部には第三者が閲覧できない状態に置きます。 とは第三者が閲覧できない状態に置きます。 とは第三者が関策できるすべての情報は当該会員にあり、弊社には前項に関して、情報を監視・削除でません。また、弊社が情報を削除しなかった事により、会員あるいは第三者が被します。
第 6 章 損害 第 27 条 損害 1. 弊社は、会 弊社が別途定 一切の責任を 2. 会員が、な	の定めがあるほか、弊社は一切責任を負いません。 賠償等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
責任を負の規定を表現の最近の規定を表ののは、して、ののは、本ののは、本ののは、本ののは、本ののは、本ののは、本ののは、本のののでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、	らのとします。 定は、法人またはその他の団体が当該法事またはその他の団体に所属する個人を会員 いた場合において、当該個人が本規約に定める事項に違反したことにより弊社が損害
確実性、有用 2. 本サービス 登録、提供さ 害が発生した 弊社の故意ま す。ただし事 3. 弊社は、名	・ 、サービスの内容、及び、会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性 別性等いかなる保障も行いません。 スに基づく本サービスの提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じ なれる情報等の流失もしくは消失等、その他の本サービスの利用に関連して会員に
1. 本規約に別の他の財産権 ての本サービ 2. 会員は、対 政党な権利を その方法のい 及び第三者を	加財産権その他の財産権 別段定めのない限り、本サービスを通じて弊社が提供する情報に関する知的所有権では、弊社または当該情報の提供元に帰属するものとし、また、各情報の集合体と によの知的所有権その他の財産権は、弊社に帰属します。 はサービスを利用することにより得られる一切の情報を、弊社または当該情報に関係を有する者の事前の承諾なしに、転載し、複製し、出版し、放送し、公衆送信するないかんを問わず自ら行ってはならず、 として行わせてはならないものとします。
 本サービスの間で誠意を 前項の協認 もって第一審 第31条 関す 【初期契約により 本規約により 	ス及び本規約に関連して、会員と弊社との間で問題が生じた場合には、会員と弊社の 持って協議するものとします。 議によっても問題が解決しない場合には、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所 の専属的合意管轄裁判所とします。 弘法 「る準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。 除制度のご案内】 「締結した電気通信役務は、初期契約解除制度の対象です。
1. を2.②既こ銭ま3.真契をで4. 〒大堺株本行こたにの等す事実約記き本 55阪筋式雷こ場し事合受 業での載ま件 10大町社をと合、がに領 者る除て。つ 7 市ラボ	お客様が受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により本契約の解析できます。この効力は書面を発した時に生じます。 お客様は①損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることは有りません。 契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、事務手数料及で 認施された場合の工事費は請求されます。 おける②の金額は、ご登録通知書に記載した額です。③また、契約に関連して当社が会 がでいる際には当該金銭等(上記②で請求する料金等を除く。)をお客様に返還いたは が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が はの誤認をし、これによって 8 日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、 を行うことができる旨 を付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間であれば契約を解解 いてのお問い合わせ先・送付先 が中央区北久宝寺町1丁目7番9号 がザビル4F
TEL: 0120- 受付時間 月 <書面でのお 初期契約解除 以下の必須事 【必須事項】 ① お申込日	961-507 〜金 12:00〜19:00(土日祝、年末年始、お盆、弊社指定休日を除く) ◇金 12:00〜19:00(土日祝、年末年始、お盆、弊社指定休日を除く) ◇部 13:00〜19:00(土日祝、年末年始、お盆、弊社指定休日を除く) ◇部 13:00〜19:00(土日祝、年末年始、お盆、弊社指定休日を除く) ◇部 13:00〜19:00(土日祝、年末年始、お盆、弊社指定休日を除く) ◇部 13:00〜19:00(土日祝、年末年始、お盆、弊社指定休日を除く) ◇部 13:00〜19:00(土日祝、年末年始、おは、弊社指定休日を除く) ◇部 13:00〜19:00(土日祝、年末年始、おは、野社指定休日を除く) ◇部 13:00〜19:00(土日祝、年末年始、おは、野社指定休日を除く) ◇部 13:00〜19:00(土日祝、年末年始、おは、野社指定休日を除く) ◇部 13:00〜19:00(上日祝、年末年始、おは、野社によるには、野社には、野社によるには、野社によるには、野社によるには、野社によるには、野社には、野社には、野社には、野社には、野社には、野社には、野社には、野社
⑤ ご連絡先電⑥ ご契約住所⑦ 初期契約所【送付先住所】〒541-0057	電話番号 近 解除の旨の申し出文(例:上記契約を解約します)